

マイナンバー

社会保障・税番号制度



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

概要資料

平成30年8月

内閣官房 番号制度推進室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

目次

1. マイナンバー制度の概要	2
2. 安全対策（セキュリティ）	12
3. マイナンバーカード（個人番号カード） ...	20
4. マイナポータル	42
5. 法人番号	56
6. 参考資料	61

1. マイナンバー制度の概要



マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

納税者番号 (納税改革)

- ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。

社会保障番号 (給付改革)

- ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

情報連携 (バックオフィス改革)

(平成29年7月～
試行運用開始
/ 11月～
本格運用開始)

- ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。
- ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。

(例)

- 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略
- 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

公平公正な
負担と給付

より効率的な
住民サービス

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始 / 11月～本格運用開始)

～ を支える共通のツールが「マイナンバーカード」

マイナンバーは 国民の皆さま一人ひとりに通知されます。

- 住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。

新たに誕生した子供にも、出生届を提出し、住民票登録がされた時点で、マイナンバーも作成・通知されます。
（改めて申請する必要はありません。）

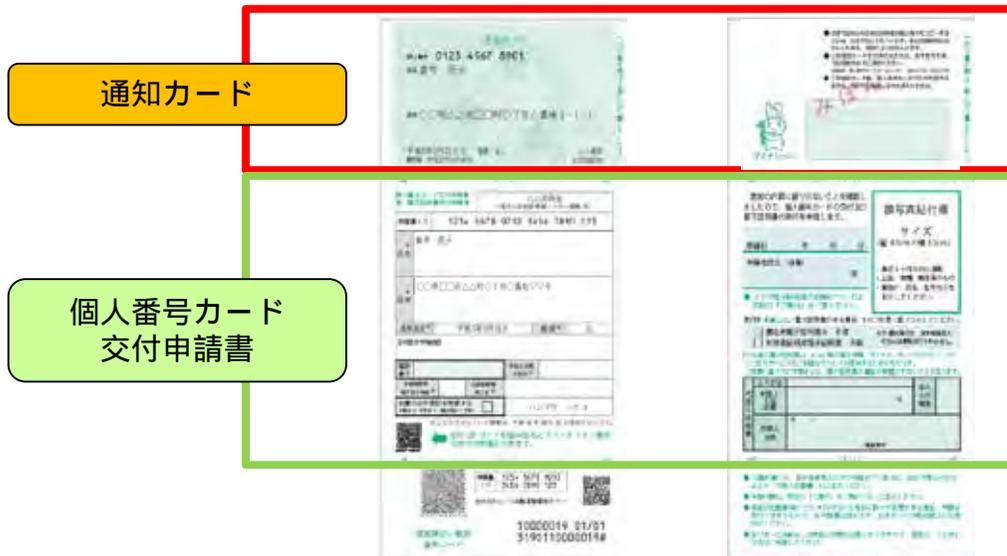
- 市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。

国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。
帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。

外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、マイナンバーが付番されます。



通知カード



通知カード

個人番号カード
交付申請書

【おもて面】

【うら面】

マイナンバーの利用シーン

ライフイベント別 マイナンバーの利用シーン

こんな時、
こんな場所で
使うんだよ！



学生



奨学金の申請時に
貸与元の機関へ



アルバイトを
始める時にバイト先へ

退職後
など



福祉や介護の
手続きで市区町村へ



資産運用の手続きで
銀行や証券会社へ

就職



源泉徴収票の作成や
雇用保険などの手続きで勤務先へ



税の確定申告などの
時に税務署へ

他にもいろいろ！
こんな時にもマイナンバー

一生使う
ものだから、
大切にね！



結婚
子育て



児童手当や出産育児一時金などの
申請時に市区町村や健康保険組合へ



パートを始める時に
パート先へ



マイナンバーの利用範囲

(個人番号利用事務(法別表第一(第9条関係))

社会 保障 分野	年金分野	<p><u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <p>国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等</p>
	労働分野	<p><u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <p>雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等</p>
	福祉・医療・その他分野	<p><u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等</p>
税分野		<p><u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>
災害対策分野		<p><u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u> <u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>



上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

マイナンバーの提供を求められる主なケース

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。行政機関や民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる特定個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 (代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例: 士業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取られる方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (平成30年1月から、預貯金口座への付番を開始。ただし、番号の提供は任意。) (既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の猶予あり。) ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方 ・先物取引(FX取引等)をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合、後期高齢者医療広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例: 生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

地方公共団体でマイナンバーを求められる主な手続き

暮らし		介護・福祉	
住民票 戸籍	マイナンバーの提供は求められませんが、以下の手続きに伴い、記載事項の変更等が必要となりますので、通知カードまたはマイナンバーカードをご持参ください。 転入・転居・国外転出などの異動 戸籍届出の氏名などの変更	介護保険	要介護認定・更新・区分変更の申請、被保険者証等の再交付の申請、負担割合証の再交付の申請 負担限度額認定の申請、負担限度額認定証の再交付の申請、高額介護サービス費の支給申請、特定福祉用具購入費の支給申請、住宅改修費の支給申請
市営住宅	市営住宅への入居申請 市営住宅入居者による収入申告	福祉	身体障害者手帳の申請 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請 障害児通所支援（就学前・就学後児童）の給付申請 生活保護の申請
税金		保険・医療	
市民税	市・県民税申告書の提出 給与支払報告書の提出 公的年金等支払報告書の提出 注：平成28年分以降の所得に係る申告書から適用	国民健康 保険	加入・脱退 修学や施設入所のための市外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付を申請 一部負担金の免除等申請 基準収入額適用申請
軽自動車税	軽自動車税減免申請書の提出	後期高齢 者医療	加入（75歳到達の人を除く）・撤回 被保険者証の再交付申請 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請 高額療養費や補装具等の療養費の支給申請
固定資産税	相続人代表者指定届の提出 償却資産申告書の提出 固定資産税減免申請書の提出		
子育て			
給付や 届出	児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の新規認定請求 特別児童扶養手当の申請		
	幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業の利用申し込み		
	未熟児養育医療の給付申請		
	小・中学校就学奨励制度の医療券交付申請 母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）		

上記の手続き以外にもマイナンバーが必要になる場合があります。

手続きによってマイナンバーの記入・提示が必要になる時期は違います。詳しくは、各地方公共団体の担当部署までお問い合わせください。

マイナンバー制度における「情報連携」

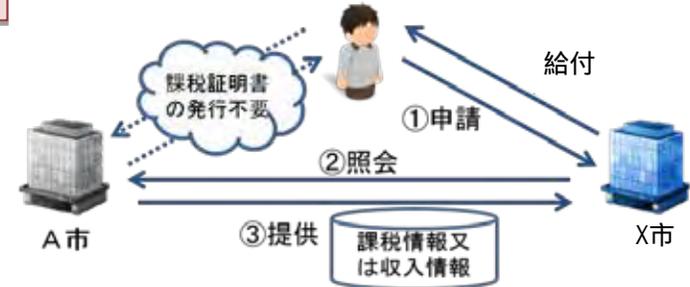
マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）

社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

児童手当法による児童手当の支給に関する事務
介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請

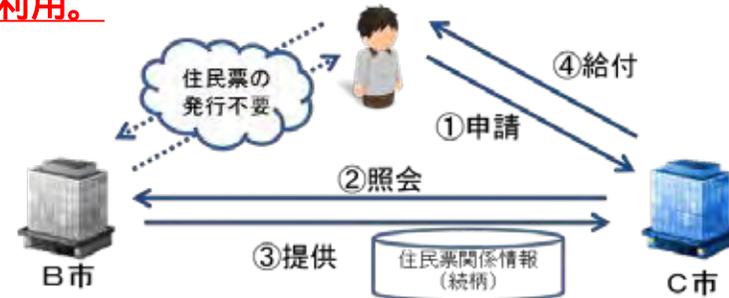


住民票関係情報（続柄など住民票に記載される基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）以外の情報）

社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請



他の社会保障給付に関する情報

社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。
住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

日本年金機構は、情報連携の実施に向けた準備を進めており、現時点では開始されていない。

健康保険法による保険給付の支給に関する事務
労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

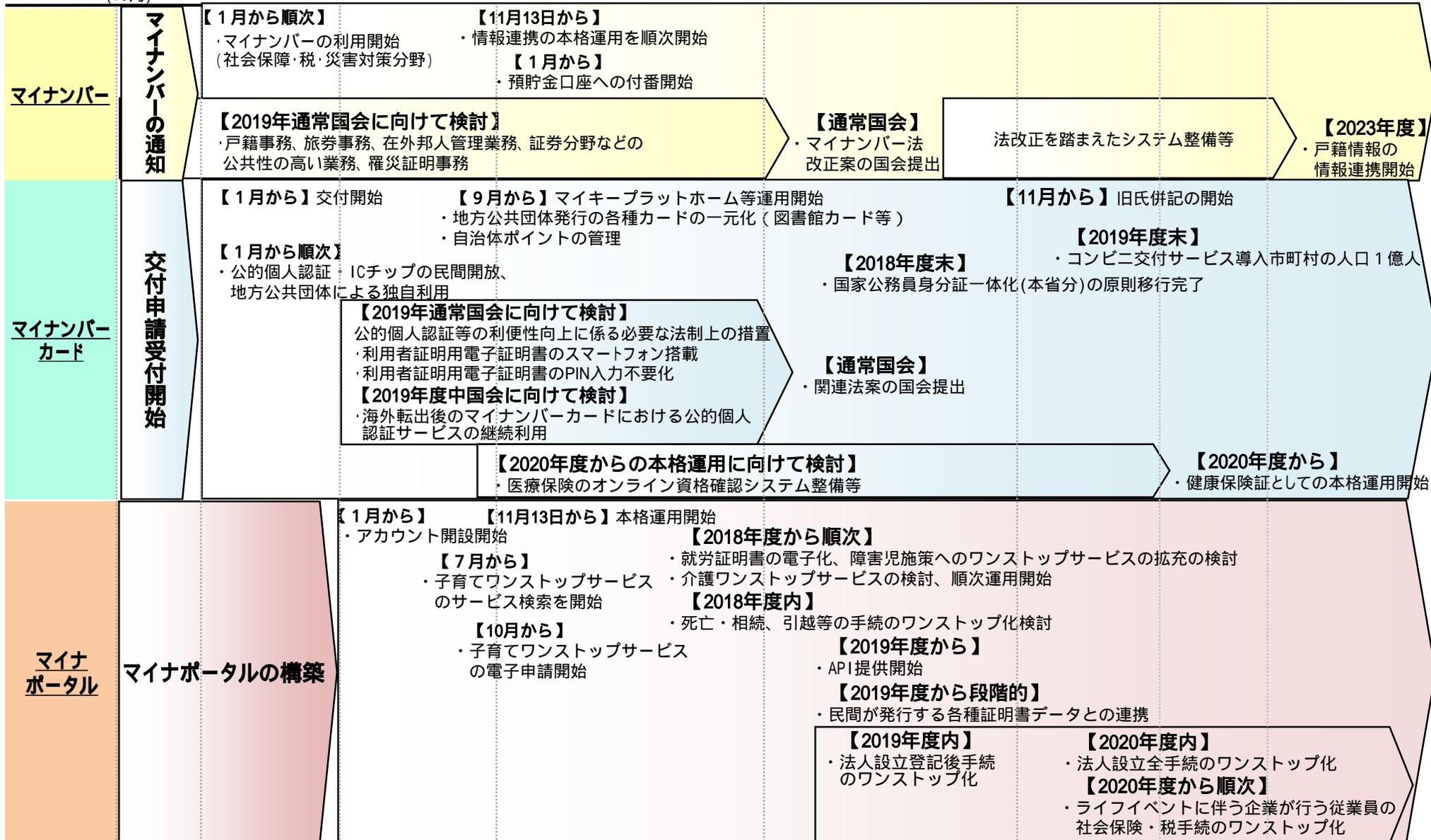
【事例】傷病手当金の申請



マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

H30.7月現在

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (H31年) 2020年 (H32年) 2021年 (H33年) 2023年 (H35年)



2. 安全対策（セキュリティ）



マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
マイナンバー法（ ）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
通信の暗号化を実施



マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（ ）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

マイナンバーを取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載されたマイナンバーを取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）と 手続を行っている者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元(実存)確認）を行います。





マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元(実存)確認を行います。

番号確認



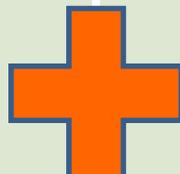
マイナンバーカード

通知
カード

or

住民票の写し
(マイナンバー付き)

等



運転
免許証

or

パス
ポート

等

上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で作
成したファイルの確認



等

上記が困難な場合は、
健康保険の被保険者証と年金手帳など
の2以上の書類の提示

等

雇用関係にあるなど、人違いでないこと
が明らかと個人番号利用事務実施者が
認めるときは、身元(実存)確認書類は
要しない

個人情報保護委員会について

【任務】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

【マイナンバー法関係】



監視・監督

個人情報保護委員会

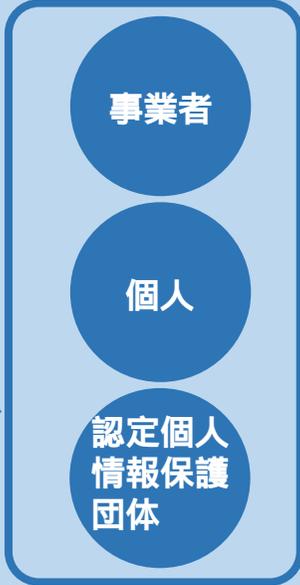
個人情報保護に関する
基本方針の策定・推進
広報啓発

国際協力

監視・監督等

苦情あっせん

【個人情報保護法関係】



監督

監視・監督

行政機関

独立行政法
人

【行政機関個人情報保護法等関係】

非識別加工情報（個人情報保護法における匿名加工情報に相当するもの）関連のみ

* 個人情報保護法は委員会が所管。
（マイナンバー法は内閣府が所管。）

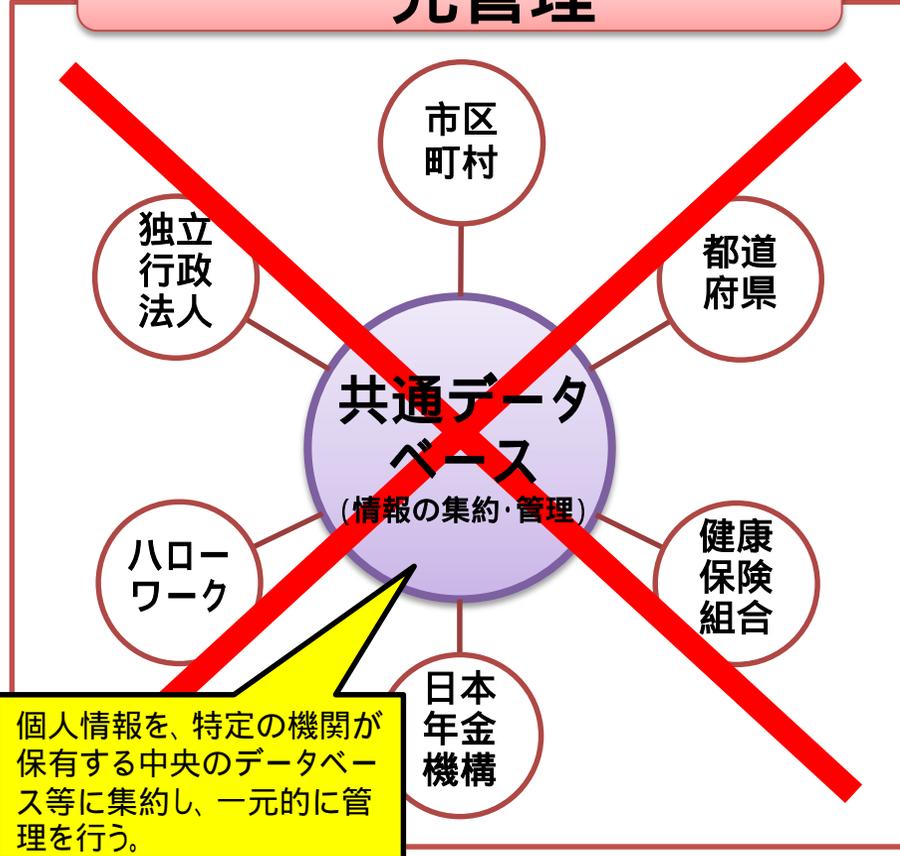
マイナンバー制度における罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 <u>情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	-	-	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、 <u>職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	-	-
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併科されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	-	-
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	-	-	-
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	-	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	-	-	30万以下の罰金

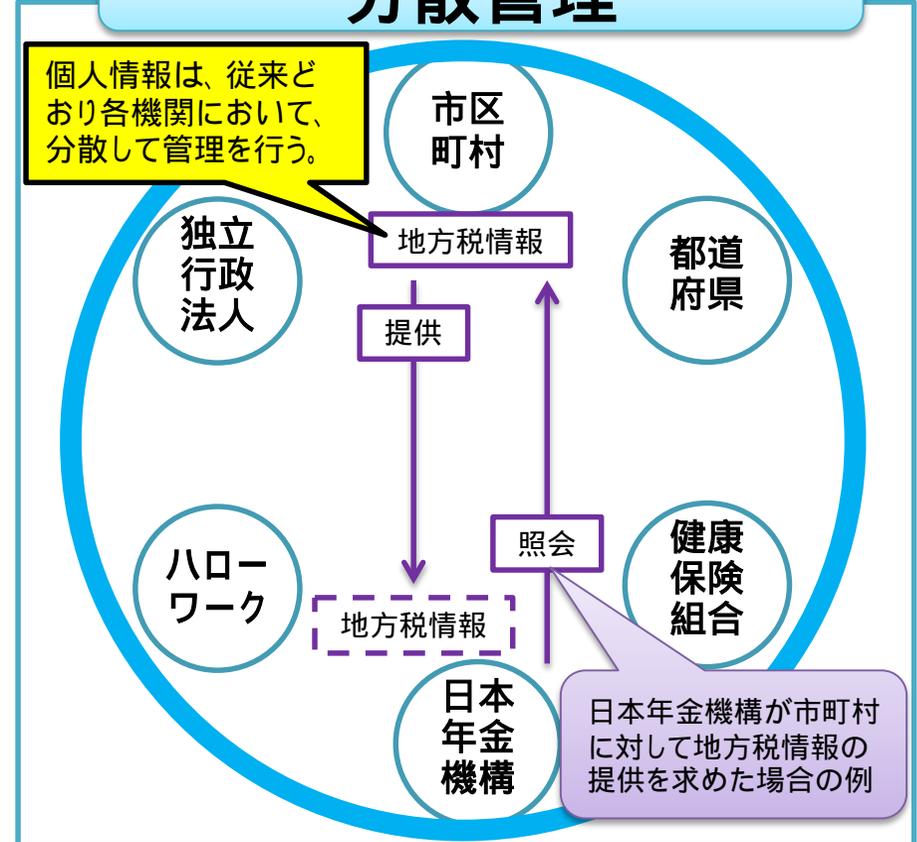
マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

- ✕ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる「**一元管理**」の方法をとるもの**ではない**。
- マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる「**分散管理**」の方法をとるものである。

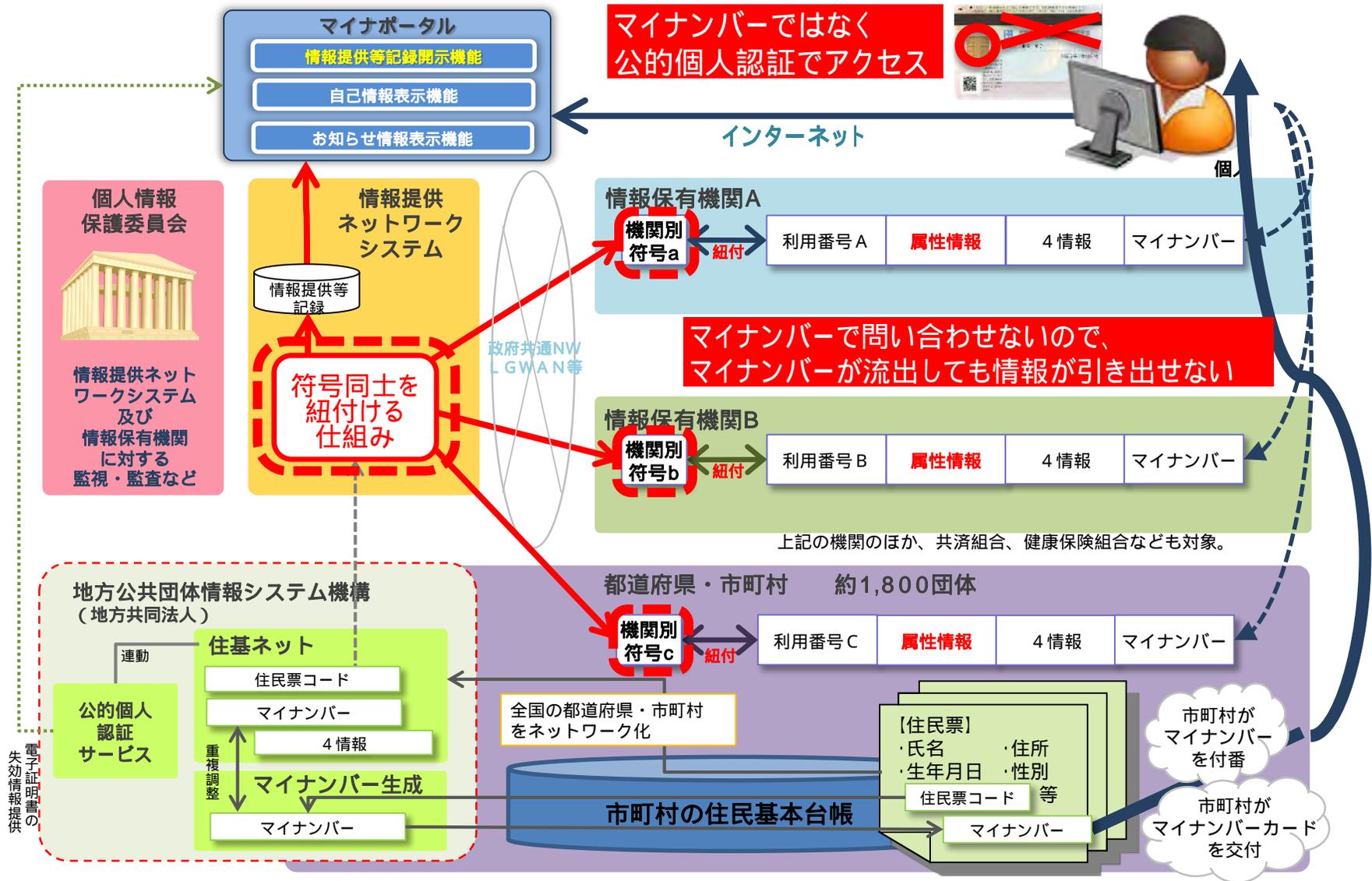
一元管理



分散管理



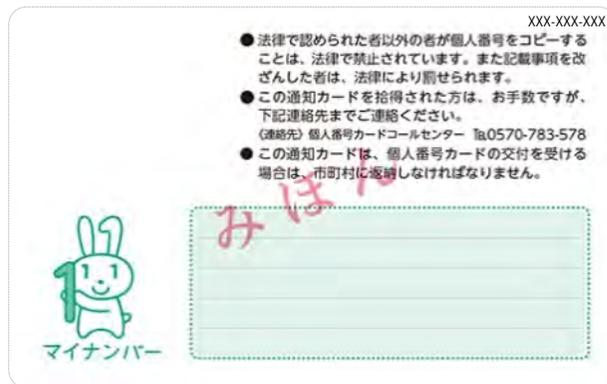
情報連携により国民の負担軽減が実現します。



3. マイナンバーカード（個人番号カード）



通知カード



マイナンバーカード(個人番号カード)



- ・ 紙のカード（写真なし）、マイナンバーカードを受け取る際には市町村に返還
- ・ 有効期限はなし
- ・ 番号確認のみ可能（別に運転免許証など写真付き身分証明書などが必要）
- ・ 一般の身分証明書としては使用できない

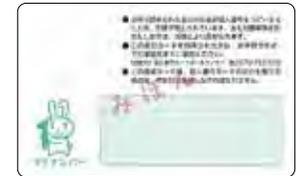
- ・ プラスチック製のカード（写真付き）
- ・ 初回交付は無料（再発行は原則有料）
- ・ 有効期限は10年（20歳未満は5年）
- ・ 番号確認と身元(実存)確認が1枚で可能
- ・ 一般の身分証明書として使用可
- ・ ICチップを使った様々な便利な機能（自分で設定する暗証番号が必要）
- ・ 外国人住民については有効期限が異なる場合があります。

マイナンバーとマイナンバーカード

マイナンバー(個人番号)

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号で、名寄せのキーとなるものです。
- マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手續に限って利用されます。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - マイナンバー法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。
- 通知カードはマイナンバーをお知らせするものです。
通知カードだけでは本人確認書類としては使用できません。

通知カード



マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- 官民、対面・オンラインで幅広く本人確認に利用可能な公的な身分証明書です。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカード



マイナンバーカードのマイキー部分について

ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例:金融機関におけるインターネットバンキング等

- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ



空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も利用が可
幅広く

マイキー部分



マイナンバーカードを活用したサービスの展開状況

マイナンバーカードのICチップは、民間事業者にも開放され、様々な用途に利用可能
現在、官民の各種サービスにおいて、引き続き利用シーンが拡大中

【公的サービスの例】

マイナポータル



マイナポータルログイン時の本人確認でカード利用(利用者証明)

自己情報の確認及び情報連携の記録を確認可能

行政機関からのお知らせ(プッシュ型)の確認が可能

行政機関への電子申請(まずは子育てワンストップサービス)が可能(電子署名)

税申告(e-Tax)



e-Taxの利用登録時及び申告書データ作成時にカード利用(電子署名)

税務署に出向かず、自宅等のパソコンから申告書を送信可能

添付書類の省略や自動計算機能等の利用が可能。早期の還付金受領等のメリット

コンビニ交付サービス



コンビニエンスストア等に設置された証明書発行用の端末操作時にカード利用(利用者証明)

役所に出向かず、夜間・休日にも住民票の写し等の証明書を取得可能

大手コンビニ3社含む全国約53,000店舗で利用可能

2018年4月2日時点導入団体:523団体、サービス対象人口約8,609万人

【民間サービスの例】

新規証券口座開設

〇 窓口に出向かず、オンラインで口座開設が可能!

住宅ローン契約

〇 銀行に出向かず、オンラインでローン契約締結が可能!

不動産取引

〇 不動産取引時の本人確認記録を自動生成(記入不要)!

携帯電話購入

〇 携帯電話購入申込書を自動作成(記入不要)!

【職員証、社員証としての利用】

(総務省職員証の事例)



マイナンバーカードには、 プライバシー性の高い個人情報は記録されません。



~~マイナンバーカード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~



マイナンバーカード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は記録されない。

n マイナンバーカード(ICチップ)に記録されるのは、券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等)、総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、市町村が条例で定めた事項等、に限られる。

n 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

万一、紛失・盗難にあった場合には、
24時間365日コールセンターで対応します。



(裏面)
(表面)



マイナンバーカードの様式



マイナンバーカードのマイキー部分の利活用 徳島県の実践事例

マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証 マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン(セキュリティ強化)

1 マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証

- 職員証(マイナンバーカードの顔写真部分と氏名部分が透明となっているもの)とマイナンバーカードを重ね合わせ、専用のカードケースに挿入することで、顔写真入り職員証として使用
- なお、マイナンバーを外から見られないよう、カードケースの裏面は非透明

マイナンバーカードとの重ね合わせ



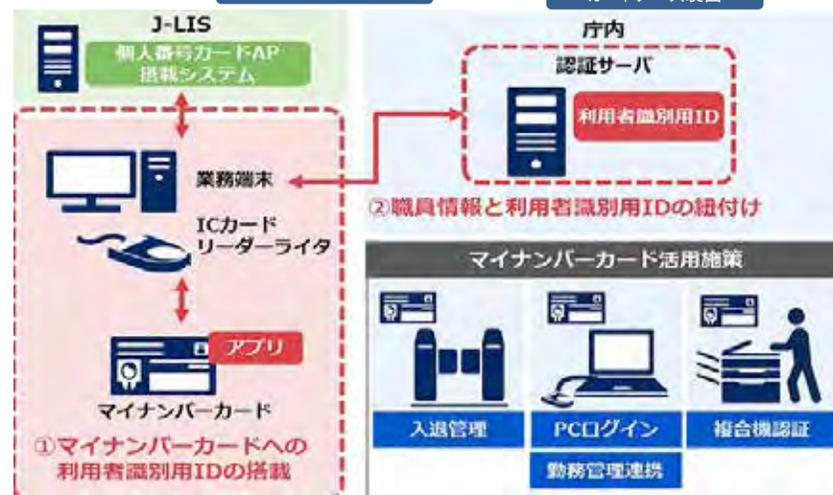
職員証



カードケース裏面

2 マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン

- マイナンバーカードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、マイナンバーカードをパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用
- パスワードによる認証では、同じパスワードの使いまわし等、セキュリティ強度低下のリスクが常に存在することを解消



・株式会社TKCが自社内のセキュリティルームの入退室や個人情報取扱端末の操作の権限の有無の認証に利用

<従来の認証等の方法>

個人情報などの機密情報を取り扱う業務を実施するために高い安全対策を講じている自社内のセキュリティルームへの入退室時の権限の確認や個人情報を取り扱う端末を使用する権限の有無の認証については、社員カードやその都度振り出されるQRコードにより実施していました。

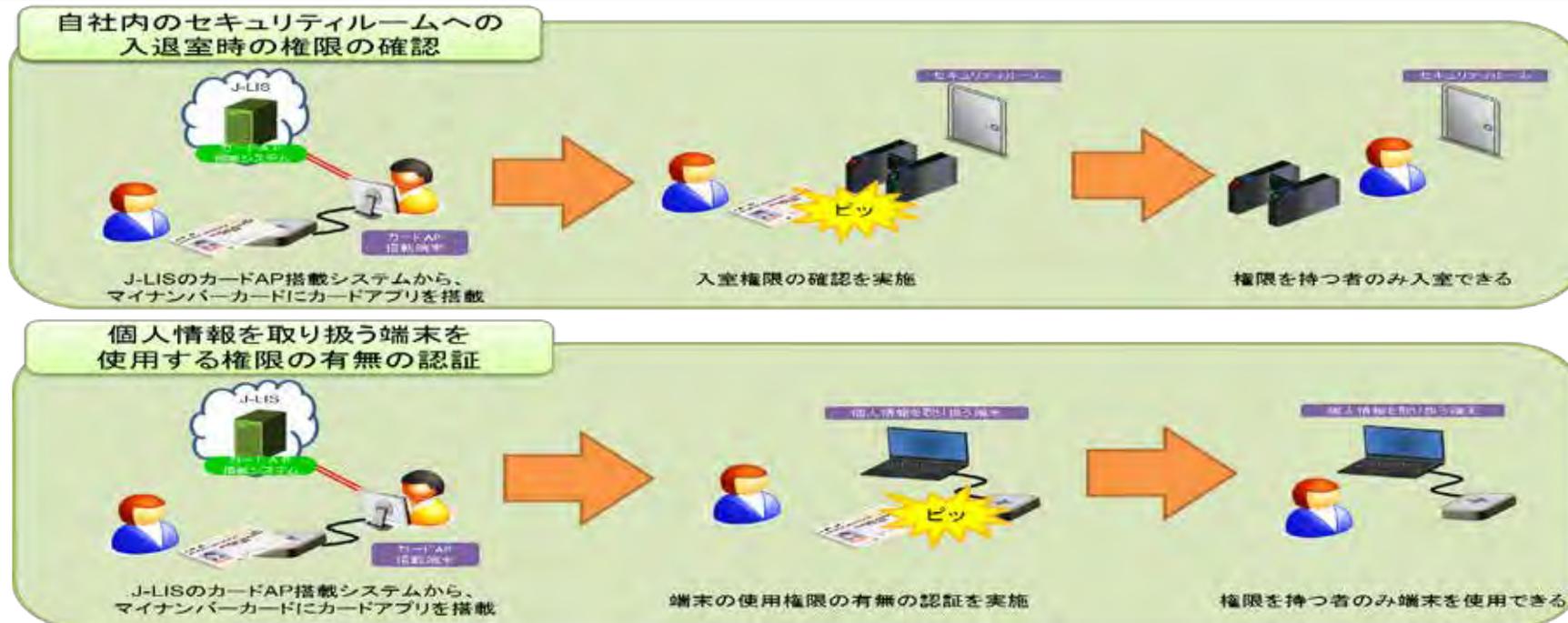
<マイナンバーカード空き領域の利用>

マイナンバーカードに搭載されているICチップの空き領域に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供している標準カードAPを搭載し、以下の事務についてマイナンバーカードにより実施します。

- (1) 自社内のセキュリティルームへの入退室時の権限の確認
- (2) 個人情報を取り扱う端末を使用する権限の有無の認証

<利用開始時期> (1) 2017年11月29日 (2) 2018年3月26日

<利用人数> 165名（2018年3月31日時点）



「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

全国のコンビニエンスストア（約53,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、更なる導入団体の普及拡大を図る。（ ）

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成30年4月2日時点	523	8,609万人
平成30年度末見込み	545	8,905万人

（ ）コンビニ交付サービスの導入促進に関する総務大臣通知（平成28年9月16日）（抄）

「全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。」

年度別コンビニ交付通数

種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住民票	360,944	432,348	748,120	1,273,478
住記載	1,260	2,213	6,310	14,418
印鑑	326,237	393,904	664,150	1,086,274
税	31,075	46,253	87,051	175,997
戸籍	20,518	24,643	47,196	112,210
附票	2,103	2,951	5,714	11,872
合計	742,137	902,312	1,558,541	2,674,249



住所地と本籍地が異なる場合でも戸籍証明書の取得が可能に（導入を推進）

住所地と本籍地が異なる場合における戸籍証明書等の交付方法

Before (郵送請求による場合)

< 交付を受けるために必要な物 >

本人確認書類の写し、交付手数料、
請求書、送付用封筒、返信用封筒、切手など

請求書の記入

請求書等の送付

記入した請求書等を本籍地あてに郵送する。

請求書の審査

本籍地の戸籍担当者は請求書の内容を確認する。
問題なければ、戸籍証明書等を交付する。

戸籍証明書等の発送

本籍地の戸籍担当者は交付した戸籍証明書等を
請求者に発送する。

ここまでの手続きが**毎回必要**

戸籍証明書等の受取り

負担大



After (コンビニ交付による場合)

< 交付を受けるために必要な物 >

マイナンバーカード、交付手数料

利用登録申請

キオスク端末申請とインターネット申請の両方に対応。

利用者登録

本籍地の戸籍担当者は申請情報を確認する。
問題なければ、利用者登録を行う。

ここまでの手続きは**初回のみ**

負担小

戸籍証明書等の交付 (2回目以降はここから)

コンビニに設置されている端末を操作して、
交付した戸籍証明書等を受取る。

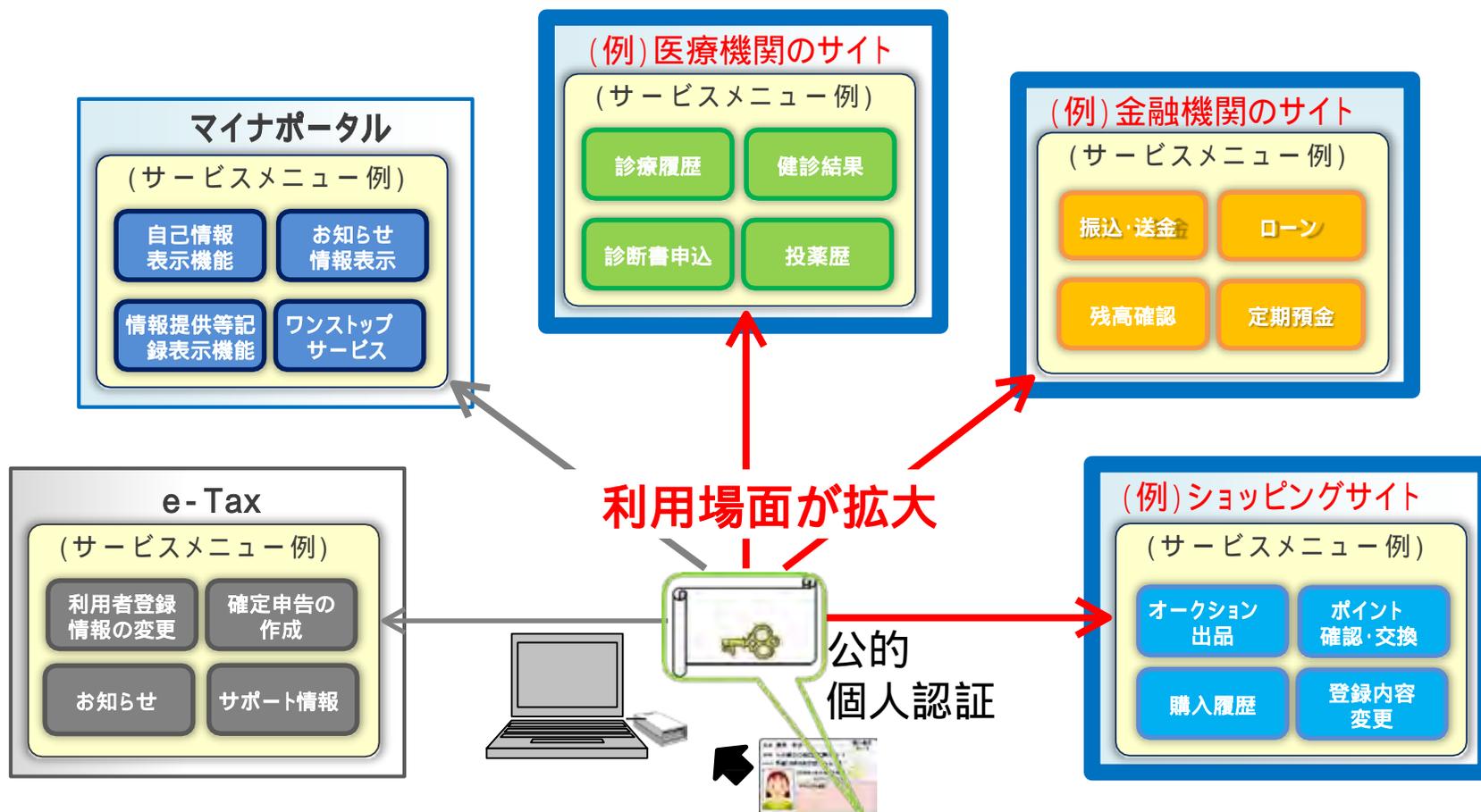


導入のメリット

- ・初回のみ利用登録申請が必要だが、以降は不要となるため、請求者の負担が大幅に軽減される。
 - ・郵送請求に比べて、戸籍証明書等の受取りまでに要する期間が大幅に短縮される。
- < 参考 > 郵送請求: 1 ~ 2週間 コンビニ交付: 初回のみ利用者登録のため数日 (2回目以降は随時)

公的個人認証サービスの民間拡大について

- l e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを、民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- l ネットバンクやネットショッピングにおいて、安価で迅速な **顧客登録(アカウント開設)時の本人確認**、ID・パスワードに比べ格段にセキュリティーの高い **ログイン時のユーザー確認**、**顧客情報変更の把握** などが可能



・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズがサービス提供事業者として実施

<従来の本人確認の方法>

従来、MVNOの音声SIMのパッケージの購入時、利用者（購入者）は、係員同伴のもと、販売代理店の店舗においてマイページから購入申込みを行っていました。その際、係員は携帯電話不正利用防止法で定められた本人確認書類の確認を行い、利用者は本人確認書類の画像等を手間と時間をかけながら事務センターにアップロードしていました。

MVNO：Mobile Virtual Network Operatorの略で、携帯電話などの無線通信インフラを他社から借り受けてサービスを提供する事業者のこと

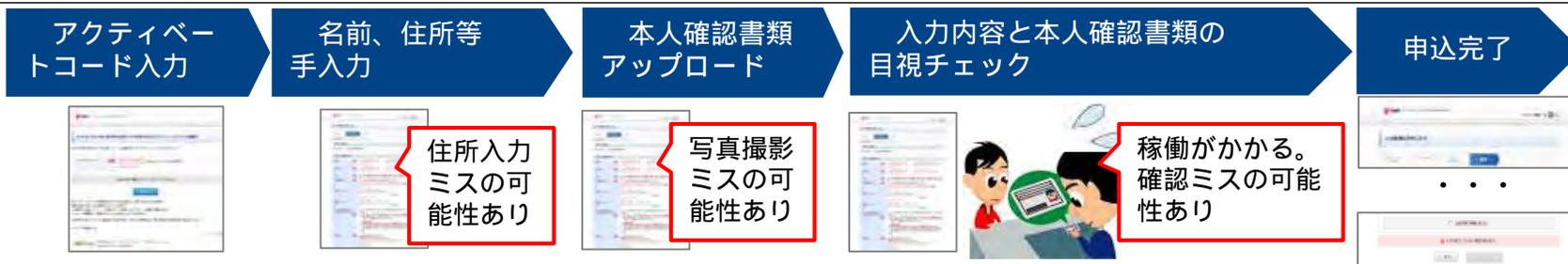
<公的個人認証サービスの利用>

今後、マイナンバーカードの普及に伴い、「本人確認書類 = マイナンバーカード」の比率が増えることが想定されるため、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズの公的個人認証サービスを利用した本人確認のサービスを利用することで、以下のとおり本人確認の自動化を行います。本人確認の自動化により、以下の効果が期待できます。

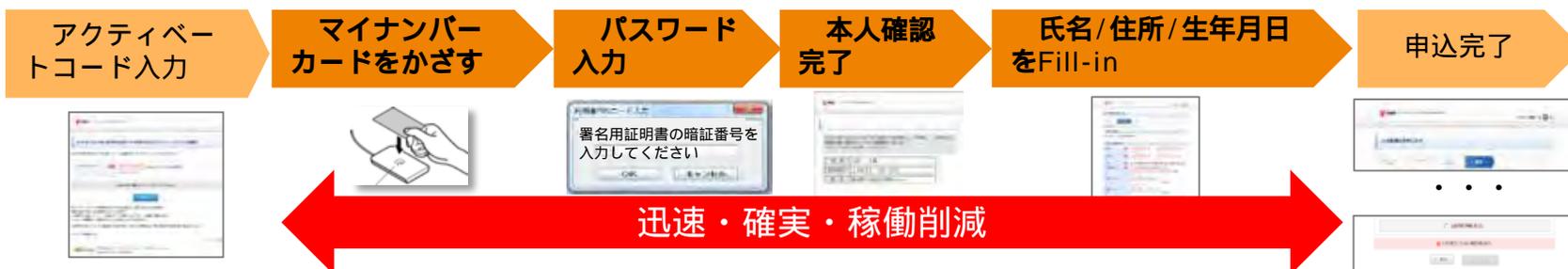
- (1) 販売代理店におけるお客様対応時間の短縮（対応できないことで逃がしていたお客様が減る）
- (2) 本人確認の法的義務の確実な実行（店舗等でのチェックミスが無くなる）
- (3) お客様による住所等の記載ミスが無くなる（本人確認書類とのアンマッチが無くなる）

<サービス開始日> 2016年11月28日 ヨドバシカメラマルチメディアAkiba・梅田でサービス実施中

<現状>



<導入後>



・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、マイナンバーの収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

< 公的個人認証サービスの利用 >

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

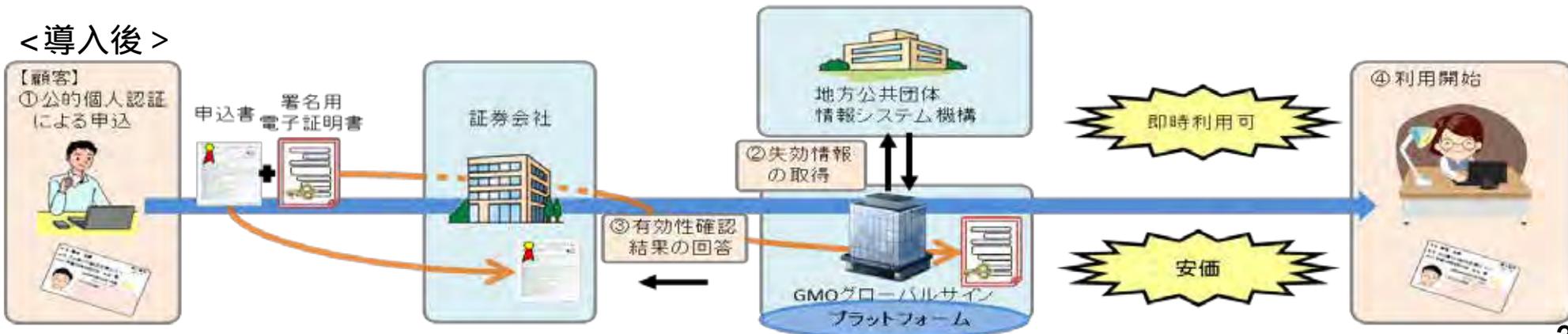
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

< サービス開始日 > 2016年11月26日

< 現状 >



< 導入後 >



- ・NTTデータがプラットフォーム事業者、エスクロー・エージェント・ジャパンがサービス提供事業者として実施
- 現状では、人的な確認や複写（COPY）による証跡等により本人確認を行っていますが、決して利便性の高いものとは言えません。また、今後、金融取引だけではなく不動産取引を始め、増加が見込まれる非対面によるネット取引市場において、取引当事者が在宅のままで取引を完結させるためには、この本人確認とその法律行為の意思確認をすべてインターネットで完結することは大きな課題でありました。

< 公的個人認証サービスの利用 >

NTT データの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスにより、利用者の認証と本人確認を実施し、犯罪による収益の移転防止に関する法律で定められる本人確認記録の自動生成を行います。

これにより対面、非対面を問わず、本人確認をオンライン上で実施することが可能となり利便性の向上が見込まれます。

< サービス開始日 > 2016年7月27日 ユーザ利用開始日：2016年12月1日

< 現状 >

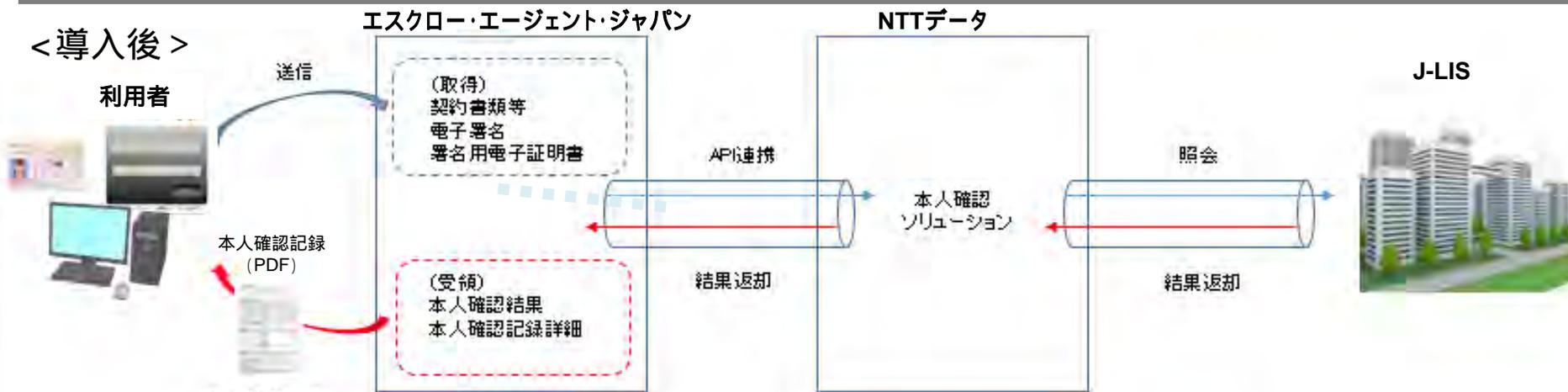
対面による
本人確認



本人確認書類の
写しの郵送による提出



< 導入後 >



・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱東京UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

<従来の住宅ローンの契約の方法>

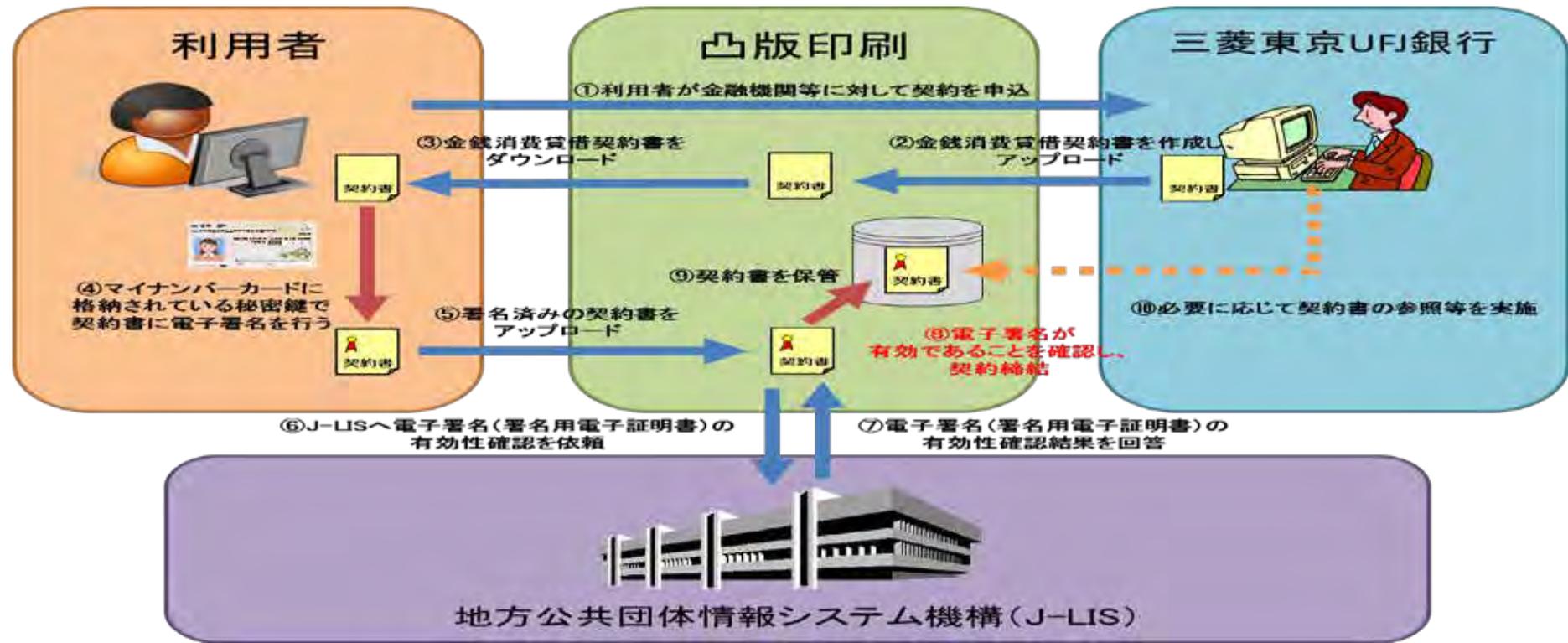
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

<公的個人認証サービスの利用>

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

<サービス開始日> 2017年5月1日 三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始



マイナンバーカードを活用した住民総活躍・地域の消費拡大サイクル構築プロジェクト ～マイキープラットフォーム構想の推進～

図書館などの窓口端末をマイキープラットフォームに登録

行政ポイントの景品としての自治体ポイントの管理

地域経済応援ポイントとしての自治体ポイントの管理

公共施設など
利用者カード

自治体ポイントによる
住民活動の支援

自治体
ポイント
管理
クラウド

ポイントや
マイレージを
合算して活用

(毎年度約4000億円相当のポイントのうち)
約3～4割のポイントが使われず(2014年度)
クレジットカード会社 航空会社
携帯電話会社 電力会社 等

- ・図書館利用カード
- ・区民ひろば利用カード
- ・体育館利用カード
- ・美術館利用カード
- ・商店街利用カード
- ・スポーツ施設利用カード
- ・公共交通利用カード
- ・駐輪場利用カード
- ・生涯学習講座受講カード 等

市区町村指定の健康事業
(老人会でのラジオ体操など)、
町会活動、ボランティア活動
等
例 (ポイント付与)
・ボランティアポイント 200Pt
・イベント参加ポイント 100Pt
・健康ウォークラリー参加
500Pt

自治体
ポイント
を付与

(マイナンバーカードで自治体ポイント口座を設定)(自治体クラウドを活用し経費率を低減)

ポイント協力企業(現在)

- | | |
|------------|--|
| クレジットカード会社 | 三菱UFJニコス、三井住友カード、
ジェシービー、クレディセゾン、
ユーシーカード、オリエン特コーポレーション+ |
| 航空会社 | 日本航空、全日本空輸 |
| 流通 | 青山キャピタル + (複数社と協議中) |
| 銀行 | りそなHD、大垣共立銀行 + |
| 携帯電話会社等 | NTTドコモ、中部電力、関西電力、
サイモンズ、セレス + |

様々な住民
活動を支援

マイナンバーカード
各市区町村

マイナンバーカード1枚で新たな魅力的な生活

マイナンバーカードで図書館カードや
ボランティアポイントなどを利用可能にする

大学やボランティア
グループとの協働

マイ
キー
プラ
ット
フォ
ーム

(マイナンバーカードで様々なサービス呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤)

地域での
消費拡大

自治体ポイントを利用して
地域の物産を購入



商店街の店舗など



- ・地域で使う
美術館・博物館等
地域商店街等商店
バス等の公共交通機関 等
- ・観光で使う
観光振興
(アンテナショップ含む) 等
- ・オンラインで使う
オンラインで地域の産物購入
クラウドファンディング 等

マイタク(でまんど相乗りタクシー)のマイナンバーカードの活用

平成28年より導入しているマイタク の利便性向上のため、
マイナンバーカードを活用する実証実験を平成29年度に開始

マイタク:高齢者など移動困難者がタクシーを利用する際の運賃補助制度。利用登録を行うことで利用者へ利用登録書と利用券が発行され、タクシー利用時に提示することで運賃補助を受けることができる。

マイタク利用のフロー

- (1) マイタク申請者のマイナンバーカードの空き領域にカードAPを書き込み(市役所・支所の窓口)
 条例制定以降に交付されるマイナンバーカードには、交付前に事前にカードAPを書き込み
- (2) マイタクの利用登録(市役所・支所の窓口)
 カードAPの書き込みがない申請者には、(1)と(2)を同時に実施
- (3) タクシー内に設置している端末にマイナンバーカードをかざして利用
 自動で割引料金を計算
- (4) 端末から運行データをマイタクサーバーにアップデート、データ確定処理等を行い、
 利用明細書を作成
- (5) マイタクサーバーの精算データを利用し、精算手続きを実施



マイナンバーカードによる電子化・自動化により以下の効果が得られる

- 利用登録証、利用券がマイナンバーカード1枚に
- 利用登録から即日利用可能
(現行では、利用登録や利用券等の発送に2週間必要)
- 利用料金の計算、利用条件の確認等を自動化
- 運行履歴データの作成や割引条件の変更も自動対応

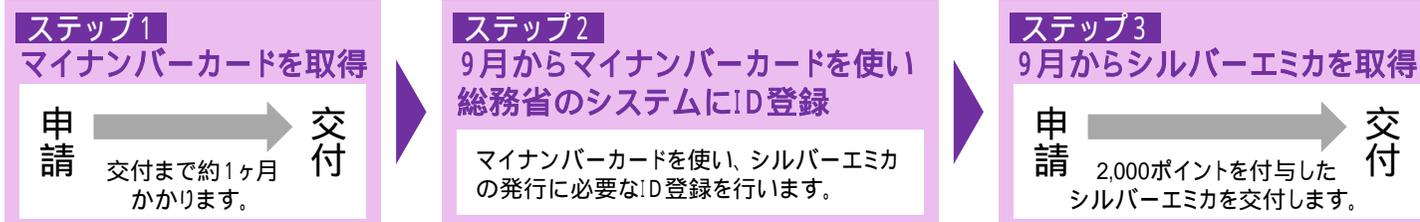


マイナンバーカード取得(マイキーID設定)を条件とする交通系ICカードの普及促進

1. 概要

- 高齢者外出支援事業として65歳以上の高齢者へ交通系ICカードを無償交付
- 取得のためには、マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定することが条件

津市コミュニティバス24路線が無料
路線バスは市が付与する
乗車ポイントを使用
ICカードに現金をチャージして
利用することが可能



2. 交通系ICカード普及を通じたマイナンバーカードの取得促進

- 毎年2,000ポイントを上限に乗車ポイントを付与 (1ポイント=運賃1円分換算)
- 市広報誌に両カードの取得申請の呼びかけを掲載



*** 9月までにマイナンバーカードの取得を***

シルバーエミカの取得申請にはマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードは、誰でも簡単に無料で取得することができますが、申請から取得までに約1カ月かかります。シルバーエミカの交付が始まる9月までに、ぜひマイナンバーカードの申請をお願いいたします。

マイナンバーカードの申請に必要なもの

- ・ 個人番号カード交付申請書 電子証明発行申請書
- ・ 写真(縦4.5cm×横3.5cmの正面・紙質・無背景で、6カ月以内に撮影したもの)

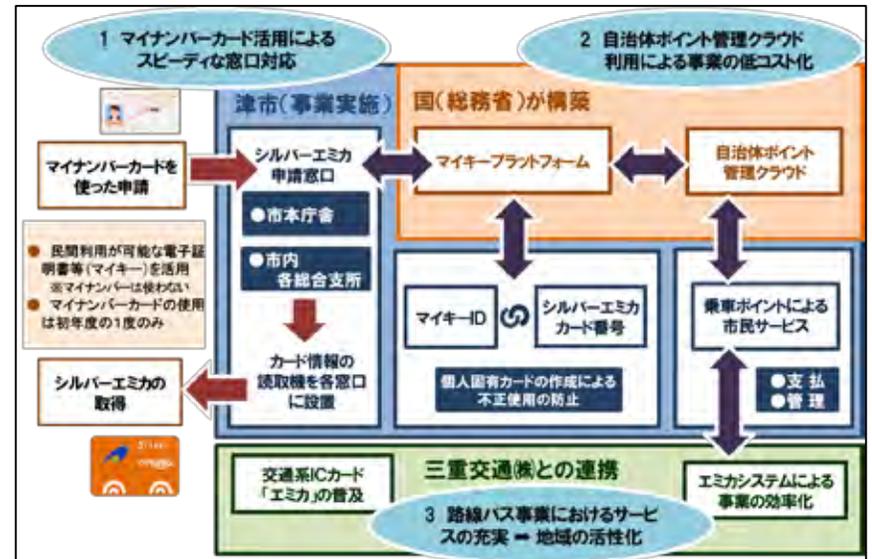
マイキーID

- ・ 運転免許証、パスポート、障害者手帳などの写真または地方公共団体が発行した顔写真付きの身分証明書、または健康保険証、介護保険被保険者証、非金手帳、年金証書などの中のいづれか2点

申請場所 市民課、各総合支所市民センター(市民課)、各出張所 ※郵送、スマートフォン、自宅のパソコンでも申請できます。

問い合わせ

- ▶ 高齢者外出支援事業に関すること 高齢者課 ☎229-3158 ☎229-3334
- ▶ マイナンバーカードに関すること 市民課 ☎229-3198 ☎221-1173
- ▶ コミュニティバスに関すること 交通政策課 ☎229-3288 ☎229-3336



3. 交通系ICカード交付実績

○ 平成29年9月25日～12月末 4,734枚

マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンについて

- マイナンバーカードの電子証明書情報の読み取りに対応したスマートフォンが登場。
- 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が、基準に適合した対応スマートフォンを順次公表。

対応機種44機種(H30.6月時点)

【H28年秋冬～ H29年春夏】

シャープ製

ドコモ2機種、au3機種、ソフトバンク3機種、MVNO1機種、Y!mobile1機種

富士通製

ドコモ3機種

+

【H29年秋冬】

シャープ製

ドコモ1機種、au2機種、ソフトバンク1機種、UQ3機種、J:COM1機種、MVNO2機種

ソニー製

ドコモ2機種、au1機種、ソフトバンク1機種

富士通製

ドコモ3機種(うちタブレット1機種)

+

【H30年春夏】

シャープ製

ドコモ1機種、au1機種、ソフトバンク1機種、Y!mobile1機種、MVNO1機種

ソニー製

ドコモ2機種、au1機種、ソフトバンク1機種

富士通製

ドコモ1機種

サムスン製

ドコモ2機種、au2機種

【想定される利用シーン】

インターネットバンキングへのログイン、残高照会等

インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



マイナポータルへのアクセス

マイナポータルへのログインや子育て関連手続きなどの申請時の電子署名をスマートフォンから可能に

マイナンバーカード



電子証明書の利用ツール

利用ツール・方法	主な用途	準備するもの			
		マイナンバーカード	PC	カードリーダー	スマートフォン
<p>【通常：PC + カードリーダー】</p> <p>1: マイナンバーカードをかざすとICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がPC等へ出力されることはない)。 3: 公開鍵で暗号化文書(乱数)を復号し、鍵ペア暗号方式の成立を確認 4: 電子証明書の有効性をJLISに確認</p>	<p>電子署名 ・電子申請</p> <p>電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用</p>				×
<p>【一部可：読み取り対応スマートフォン】</p> <p>・2018年6月現在 Android 44機種が対応 ・iPhone未対応</p> <p>1: スマートフォンがカードリーダーとなりICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がスマートフォン等へ出力されることはない)。 3、4: 同上</p>	<p>電子署名 ・電子申請</p> <p>電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用</p>			×	×
<p>【検討中：電子証明書をスマートフォンに搭載】</p> <p>1: スマートフォンの操作で端末内の秘密鍵と電子証明書を利用できる。 2: スマートフォン内で暗号化(「秘密鍵」がインターネット上へ出力されることはない)。 3、4: 同上</p>	<p>・HPログイン ・オンラインサービス利用</p>			×	×

	Android	iPhone
読み取り	(一部可)	×
スマホ搭載	×	×

スマートフォンへの電子証明書搭載手続の際に必要

「電子証明書をスマートフォンに搭載」は、準備が必要となる機器や媒体が減少する点で利便性が向上する一方、電子証明書と通信機器が一体であって常時外部通信に曝されている点で、現状と「電子証明書の保存」状態において異なることに留意が必要。

マイナンバーカードを活用した利活用将来像

証明書のコンビニ交付

- 自治体窓口で取得していた住民票の写しや戸籍等の証明書が、全国のコンビニなどで取得可能に。



ワンストップサービス

- 子育て関係の続行に続き、引越や死亡等についても自宅などからオンラインで一括手続きが可能に。



チケットレスサービス

- イベント会場への入場時に活用するとともに、不正転売を防止。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での活用も検討。



地域経済を応援

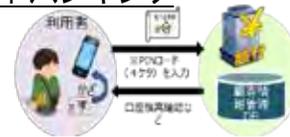
- マイナンバーカード1枚で自治体ポイントなど様々なサービス利用が可能に。
- 民間ポイントを交換し、商店街等で活用。



官民様々なサービス基盤との連携

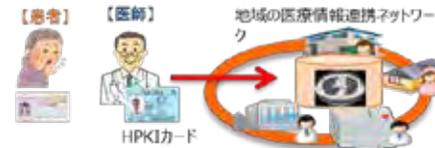
インターネットバンキング

- マイナンバーカードでログイン、残高照会などが可能に。



医療・健康情報へのアクセス

- 地域医療ネットワーク内で参照していた医療データを、全国で参照可能に。



医療保険の資格確認

- 医療機関の窓口で、マイナンバーカードをかざし、オンラインで保険資格を確認。



災害時の避難指示・見守り

- 自分に合った防災情報を取得でき、自治体も住民の避難状況を把握可能に。



住民の利便性向上、生産性向上等

地域経済活性化、好循環拡大

4. マイナポータル



マイナポータルとは

マイナポータルは、

情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録
(情報提供等記録)

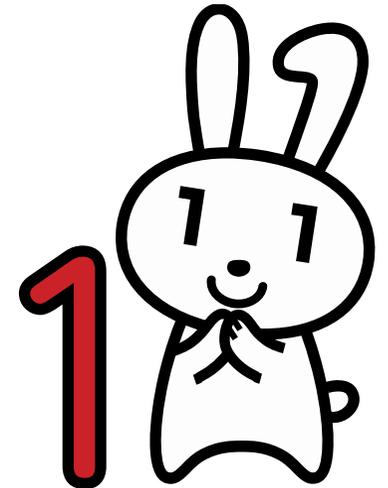
行政機関が中間サーバーに保有する住民に関する情報(自己情報)

行政機関等から住民宛のお知らせ
(例:子どもの予防接種や健診のお知らせ)

を、住民が自ら自宅のパソコン等から確認できるサービスを提供するものです。

また、ライフイベントで発生する行政機関や民間事業者への申請等がもれることがないようにナビゲートし、オンライン申請、オンライン決済等のサービスを可能とします。

さらに、民間の電子送達サービスと連携し、確定申告等を行う際に必要となる生命保険料控除や寄付金控除の証明書の入手を可能とすることで各種サービスを実現します。



マイナポータル

平成29年1月16日に一部機能の先行稼働を開始。

平成29年7月18日から試行運用として、マイナポータル・子育てワンストップサービスの各種機能も利用開始。平成29年11月13日から本格運用開始。

稼働スケジュール	主なサービス	概要
平成29年1月16日 一部機能を先行稼働	利用者フォルダ	ü マイナポータルを利用する際に使用するフォルダ開設機能
	e-Taxとの認証連携 (もっとつながる)	ü 認証連携を通じてe-Taxとのシームレスな操作を実現する機能
平成29年7月18日 試行運用 (情報連携試行運用 開始時期と同時)	情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	ü 情報保有機関にて照会・提供された国民等利用者の情報提供等記録を確認する機能
	自己情報表示 (あなたの情報)	ü 情報保有機関の保持する特定個人情報を表示する機能
平成29年11月13日～ 本格運用 (情報連携本格運用 開始時期と同時)	お知らせ情報表示	ü 情報保有機関が国民等利用者向けに個人番号利用事務に関する情報を配信する機能
	子育てワンストップ サービス	ü ワンストップサービスによって、自分にぴったりのサービスを検索して、自治体にオンラインで申請する機能
	公金決済サービス	ü マイナポータルのお知らせ通知機能を活用し、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる機能

マイナポータルのメインメニュー

マイナポータルにログインすることで、平成29年7月以降様々なサービスが利用可能となっています。

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

The screenshot displays the My Number Portal interface. At the top, there's a header with the portal name and user login information. Below that, a 'あなたへのお知らせ' (Notices to you) section lists several messages with dates and status (unread/read). The main area is titled 'マイナポータルの機能をご紹介します' (Introducing My Number Portal functions) and features a grid of service tiles. Each tile has an icon and a '使ってみる' (Try) button. The tiles are: 'ぴったりサービス' (Perfect Service), 'あなたの情報' (Your Information), 'お知らせ' (Notice), '操作履歴' (Operation History), 'アカウント情報変更' (Account Information Change), 'もっとつながる' (Connect More), and '代理人' (Agent). A right sidebar contains a 'マイナポータルの機能' (My Number Portal functions) menu with icons for profile, history, notices, operation history, account change, connect more, and agent services.

D 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス）ができます。

F 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

G もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

マイナポータル関連スケジュール

(平成30年1月22日)

スケジュール			平成29年			平成30年			
項目			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
マイナポータル	子育て ワンストップ サービス 電子署名での 申請可能 (ログイン不要)	パソコン	Windows	10/7 署名申請可能					
			Mac			1/22 署名申請可能			
		スマホ	Android	10/7 署名申請可能 (マイナンバーカード読取対応スマホ)					
			iPhone						対応時期未定
	・自己情報表示 ・情報提供等記録 ・お知らせ表示 (ログイン必要)	パソコン	Windows	10/23 環境改善(1分以内に初期設定可能)					
			Mac			1/22 環境改善(1分以内に初期設定可能)			
		スマホ	Android	11/30 スマホ単体でログイン可能 (マイナンバーカード読取対応スマホ)					
			iPhone						対応時期未定

H29年11月13日より、情報連携の本格運用開始とともに、マイナポータルについても本格運用を開始。その後も順次機能改善を行っていく。

パソコン用ログインアプリの準備

改善前

パソコン



ソフトやプログラムのインストールが多く、非常に手間がかかる。

接続機器の準備

接続に必要な機器（マイナンバーカード及びICカードリーダライタ）を準備し、パソコン等につなぐ。



Javaのインストール

Oracle社が提供するJRE（Java Runtime Environment）8を、Oracle社ウェブサイトよりインストールする。



JPKI利用者クライアントソフトのインストール

公的個人認証サービスが提供する利用者クライアントソフトを、JPKIポータルサイトよりインストールする。

環境設定プログラムのインストール

マイナポータル用環境設定プログラムを、OSごとに指定のURLよりインストールする。



ブラウザの環境設定

OSごとに、セキュリティレベルやCookie及びプラグインの許可設定など指定の項目について、ブラウザにて環境を設定する。



改善後

パソコン



接続機器の準備

接続に必要な機器（マイナンバーカード及びICカードリーダライタ）を準備し、パソコン等につなぐ。



1分程度!

ログインアプリのインストール

パソコン用ログインアプリをインストールする。

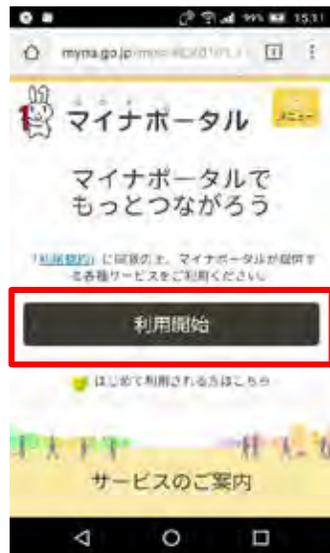


スマホ用アプリ、パソコン用アプリをインストールするだけでマイナポータルに必要な環境が準備できる。

スマホ用ログインアプリでのログイン手順

マイナポータルログインアプリのダウンロードが完了後、マイナポータルのトップページの利用開始ボタンから、簡単にログイン可能。

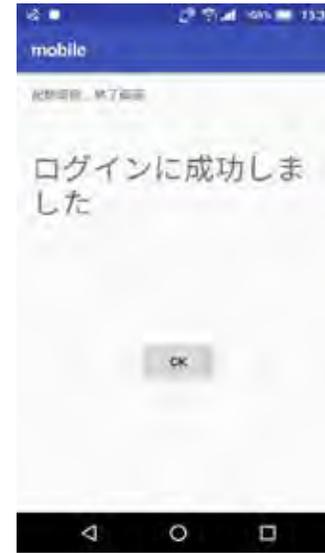
マイナポータルの
トップ画面から利
用開始を押下



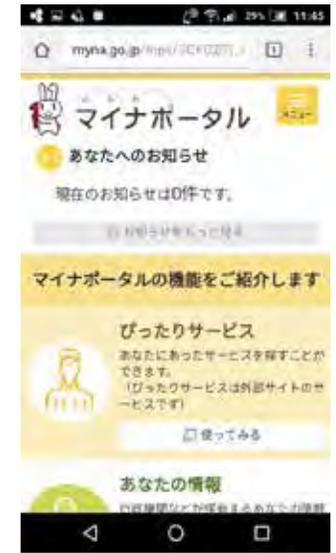
スマホ用ログインア
プリが自動起動し、
マイナンバーカード
を読み取る



利用者証明用電子証
明書のパスワード入
力後、ログイン成功



マイナポータル利用開始



子育てワンストップサービス（マイナポータルの「ぴったりサービス」）

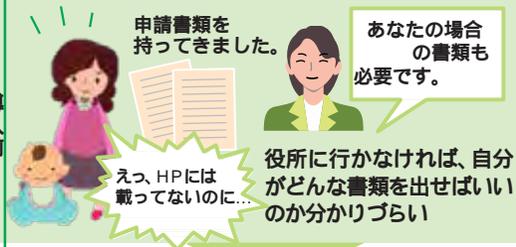
- ・ H29.7.18からサービス検索を開始（まずは子育て関連サービスから）。
- ・ H29.10.7からマイナンバーカードを活用した署名付き電子申請も開始。
利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能。
- ・ プッシュ型のお知らせを電子で受け取ることができる。

1

サービス検索

手続に必要な書類を確認

導入前



導入後



住民 確認したいサービスを簡単に検索できる

自治体 窓口で受け付ける作業負担を減らすことができる

2

簡単オンライン申請

自宅のパソコン等から手続を申請

導入前



住民 いつでもオンライン申請ができる

自治体 書面様式から手入力でシステムへ入力する作業負担を減らすことができる

3

プッシュ型お知らせ

自治体からプッシュ型でお知らせ

導入前



住民 お知らせをいつでも便利に確認することができる

自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

子育てワンストップサービス電子申請対象手続

制度	所管府省	子育てワンストップサービスで提供するサービス				備考	
		オンライン申請	実施時期	お知らせ機能	実施時期		
児童手当	内閣府 子ども・子育て本部 児童手当管理室	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求	H29.7	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求に係る補正等の連絡及び結果通知	H29.7	添付書類は、スキャンしたデータや、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途郵送や来所による提出を行う想定。	
		児童手当の額の改定の請求及び届出	H29.7	児童手当の額の改定の請求及び届出に係る補正等の連絡及び結果通知	H29.7		
		氏名変更 / 住所変更等の届出	H29.7				
		受給事由消滅の届出	H29.7				
		未支払の児童手当の請求	H29.7	未支払の児童手当の請求に係る補正等の連絡及び結果通知	H29.7		
		児童手当に係る寄附の申出	H29.7				
		児童手当に係る寄附変更等の申出	H29.7				
		受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	H29.7				
		受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	H29.7				
		児童手当の現況届	H30.6	児童手当の現況届の提出時期の通知 現況届に係る補正等の連絡及び結果通知	H30.5 H30.7		
保育	内閣府 子ども・子育て本部 厚生労働省 子ども家庭局 保育課	支給認定申請書 1	H29.9	2		添付書類は、スキャンしたデータや、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途郵送や来所による提出を行う想定。 就労証明書については、電子的に入力可能な様式を提供予定。	
		保育施設等利用申込書	H29.9				
		保育施設等の現況届	H29.9	現況届の提出時期の通知 募集要項の公表などHPの更新の通知	H29.9 H29.9		
				アンケート機能等を活用した効率的な面談の調整	H29.9		
ひとり親支援	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課	児童扶養手当の現況届の事前送信	H30.7	現況届の提出時期の通知	H30.5	添付書類は、スキャンしたデータや、スマートフォン等で撮影した写真を添付可能とする機能を提供。 ただし、オンライン申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途来所による提出を行う想定。	
母子保健	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課 (妊娠の届出、健診) 健康局健康課 予防接種室 (予防接種)	妊娠の届出	H29.7	2		平成29年7月よりマイナポータルの自己情報表示機能を利用した、予防接種履歴情報の閲覧も可能。	
				妊婦健診の勧奨の通知	H29.7		
				アンケート機能を活用した効率的な面談の調整を可能とする	H29.7		
				子供の月齢/年齢に応じた健診情報を通知	H29.7		
		子供の年齢等に応じた予防接種情報を通知	H29.7				

1 保育に係る支給認定申請において、1号・2号・3号の各認定申請を同一様式で行うこととしている地方公共団体であって、電子申請においても同様に同一様式（申請フォーム）で行う場合は、1～3号のいずれの認定申請も対象手続とすることができる。

2 お知らせ機能は、国の法令又は地方公共団体の条例に基づきマイナンバーを利用することが可能な事務である必要があるが、それ以外の制約は特にないため、上述以外の事務についても積極的に検討。

子育て関連手続の必要書類と省略可能な時期

(H30.4.19時点)

= 添付が必要な書類 = 省略可能な書類
 = 年金機構の情報連携開始以降、順次省略可能となる書類

手続名	書類名	省略可能となる時期		
		試行運用時 (H29年7月18日～)	本格運用後	
			(H29年11月13日～)	(H30年7月～) <注>
保育の支給認定申請書	住民票			
	生活保護受給証明書			
	児童扶養手当証書			
	特別児童扶養手当証書			
	障害者手帳			
	障害者自立支援給付受給者証			
	障害児入所支援給付受給者証			
	障害児通所支援給付受給者証			
	中国残留邦人等支援給付受給者証			
	課税証明書			
	障害基礎年金受給証明書			
保育施設等の現況届	課税証明書	提出時期が9月頃の為 該当なし		
児童手当の受給資格・額についての認定の請求	課税証明書			
	住民票			
	健康保険証・年金加入証明書			
児童手当の額の改定の請求及び届出	住民票			
児童手当の住所変更等の届出	住民票			
児童手当の現況届	課税証明書	提出時期が6月頃の為 該当なし	(H30.6)	
	住民票		(H30.6)	
	健康保険証・年金加入証明書		(H30.6)	
児童扶養手当の現況届の事前送信	住民票		提出時期が7月頃の為 該当なし	
	課税証明書			

情報連携の対象情報のみを掲載（別途情報連携対象外の情報であって、添付が必要な書類あり）

<注>新規に連携開始する等の一部の書類について、試行運用を行うため一定期間添付が必要となる（対象手続検討中）

子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の対応状況

・インターネットで手続きの検索・比較が可能（一部は様式の印刷まで可能）（H30.6.25時点）

	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	延べ1,543団体(97.1%)			
	1,536団体 (96.9%)	1,501団体 (94.7%)	1,456団体 (93.1%)	1,482団体 (94.0%)

・電子申請が可能（H30.5.24時点）

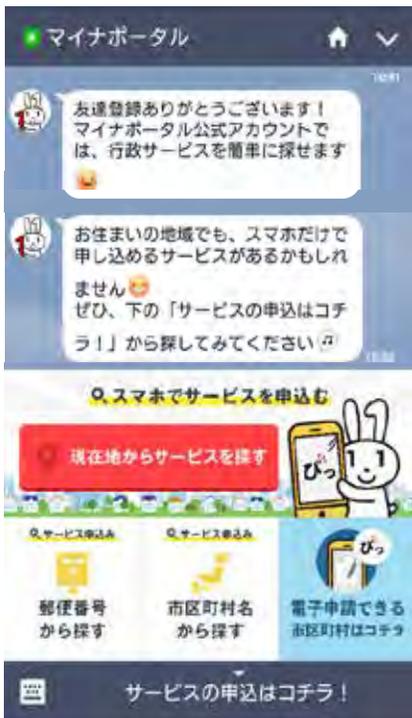
	児童手当	保育	ひとり親支援	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	実施済：延べ799団体（54.8%）			
	～H30年度6月末：延べ894団体（67.0%）（予定） (児童手当の現況届実施時期)			
	H30年7月以降～：延べ1,322団体（92.1%）（予定）			
実施済	750団体 (51.1%)	486団体 (29.9%)	201団体 (7.9%)	544団体 (32.9%)

「ぴったりサービスの取組状況に関するフォローアップ(第1回)」の回答を集計したもの
各自治体の対応状況は子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)トップページにて確認可

LINEとぴったりサービス（子育てワンストップサービス）との連携イメージ

マイナポータルのLINE公式アカウントとお友だち登録した後、子育てに関する行政サービスを検索して、ぴったりサービスでマイナンバーカードを用いて電子申請が行えます！
氏名等はぴったりサービスで入力するため、LINEには入力しません。

市区町村を選択

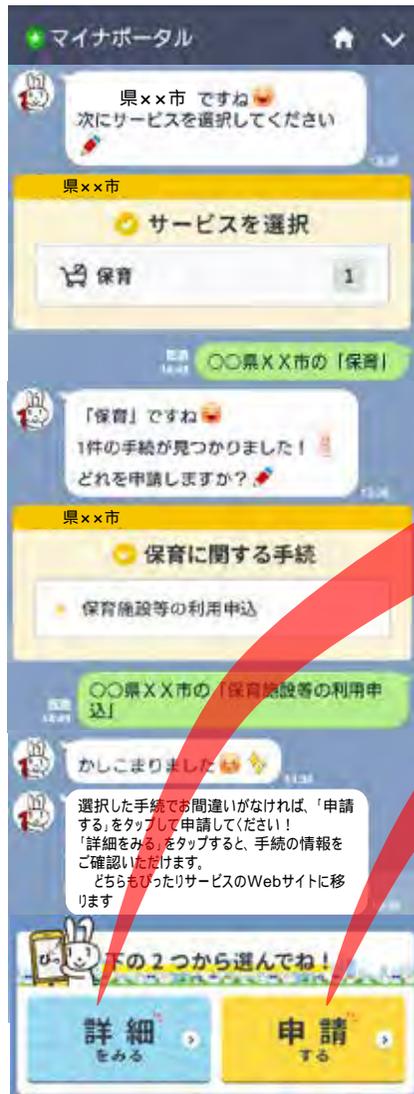


はじめに、現在地・郵便番号・市区町村名から申請する市区町村を探します！

次に、申請するサービス・手続を探します！

実際の画面とは一部、異なります。

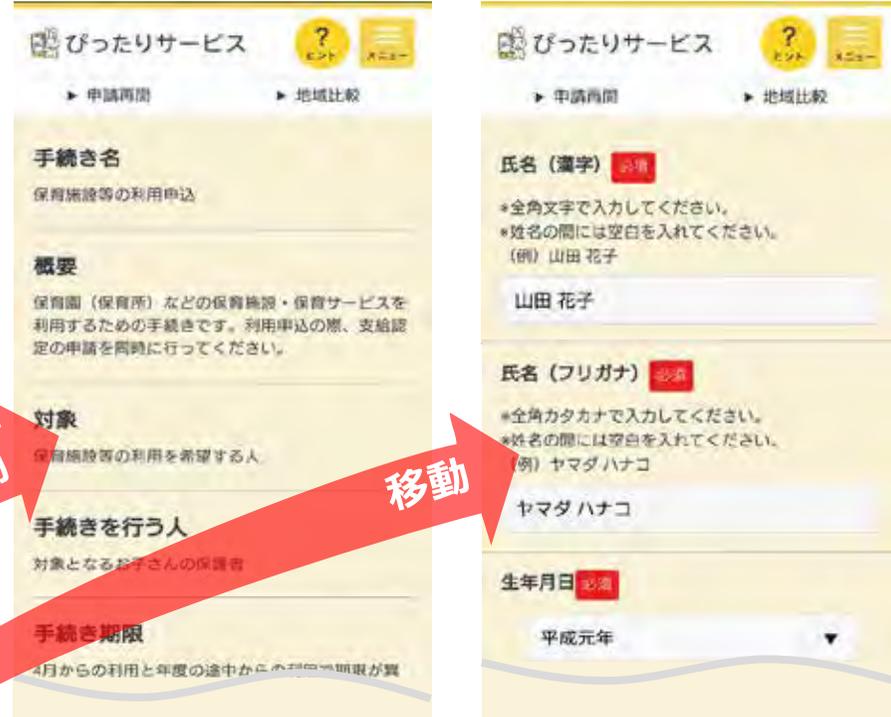
サービス・手続を選択



詳細
をみる

申請
する

ぴったりサービスで確認・申請



LINEからぴったりサービス（子育てワンストップサービス）へ移動します！

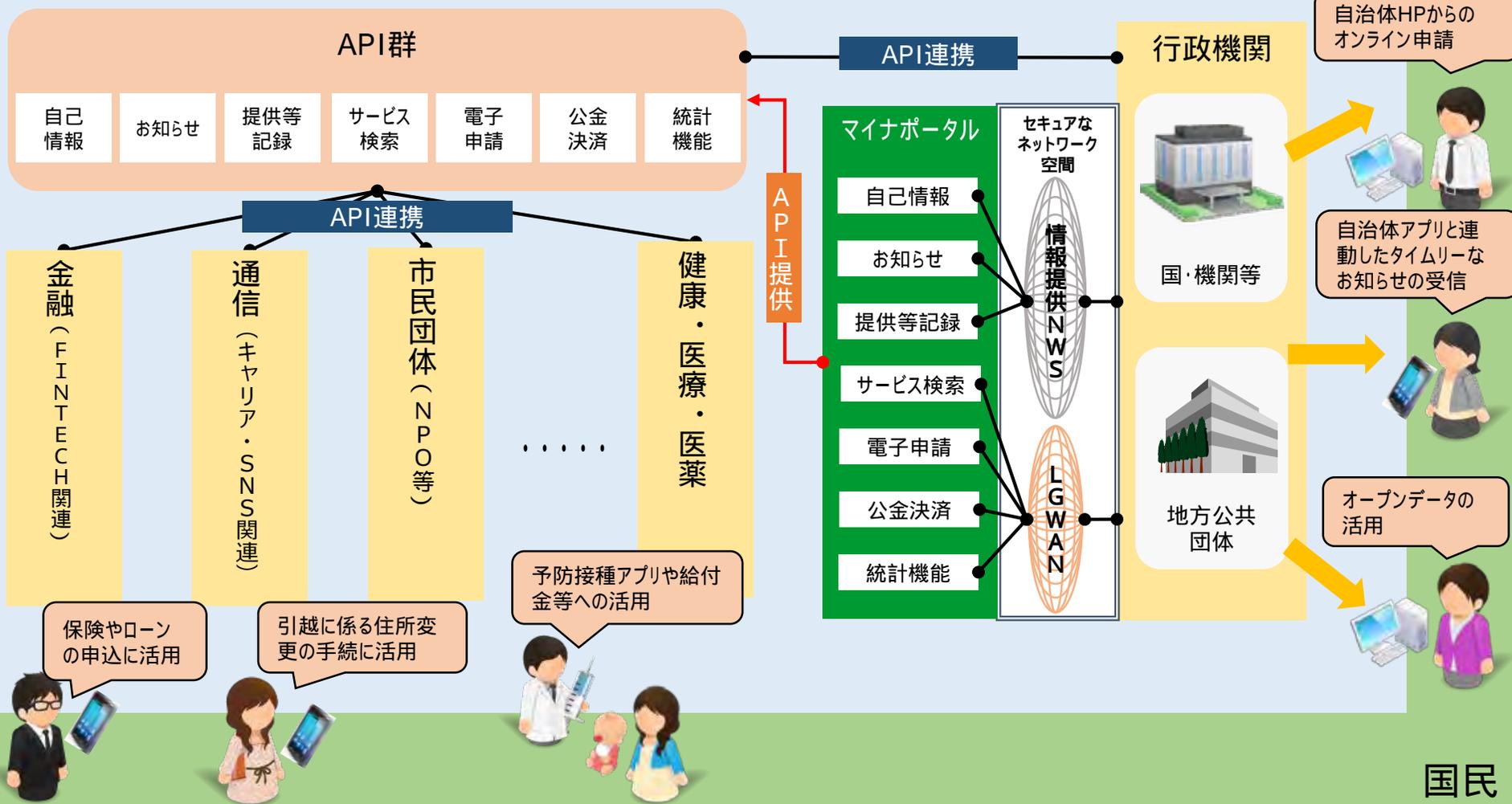
✓ ぴったりサービス（子育てワンストップサービス）でサービス検索ができる市区町村では、**詳細** ボタンから手続の詳細が確認できます！

✓ そのうち、市区町村では、**申請** ボタンからぴったりサービスで電子申請もできます！

マイナポータルでのAPI提供

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPI群としてまとめて提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発を加速させる

インターネット空間



マイナポータル将来像

子育て分野だけではなく将来的には「介護、死亡・相続時のサービス」や「引越し時のサービス」など、様々な申請手続きがワンストップで行えるようになる予定です。マイナポータルでもっと便利になる暮らしにご期待ください。



さらなる展開

- 死亡・相続関連手続きのワンストップ化
- 健康や防災など「あんしん・安全」に関連する新サービスの提案
- ソーシャルメディアとの連携
- AI（人工知能）やFintechなど最新技術・サービスとのコラボレーションなど



みんなの
便利な暮らしを
ナビゲートするよ!

5. 法人番号



法人には法人番号（13桁）が指定され、 マイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定

- ・ 国税庁長官は、 設立登記法人、 国の機関、 地方公共団体、 その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- ・ これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。

設立登記法人や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。

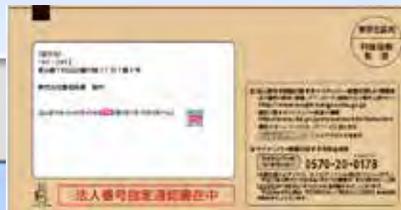


ポイント！

1法人に
1番号のみ

通知

- ・ 法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書を送付します。
- ・ マイナンバー法施行日（平成27年10月5日）以降に設立登記した法人には、法務局での登記完了後、1週間程度で送付します。



ポイント！

登記上の所在地に
通知書をお届け

公表

- ・ 法人番号を指定した法人等の 名称、 所在地、 法人番号をインターネット（国税庁法人番号公表サイト）を通じて公表します。

WWW



ポイント！

法人番号はどなたでも
自由に利用可能



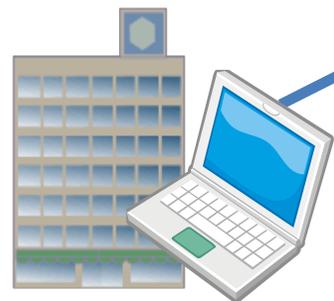
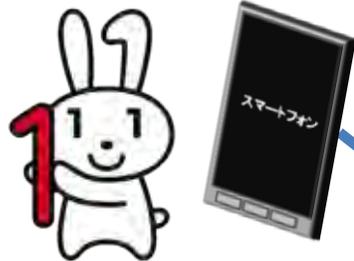
法人番号は、どなたでも利用可能で、インターネット上で公表します。

国税庁法人番号公表サイトの特徴

法人情報を番号・名称・所在地で検索
法人情報のダウンロード機能
Web-API機能（システム間連携インタフェース）



マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、
タブレット、スマートフォン
からも利用可能



検索機能

- | あいまい検索
- | 絞り込み検索
- | 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

- | 月末時点のすべての最新情報
- | 日次の更新情報
- | データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

行政機関における利活用 ~ 公開情報への法人番号の併記 ~

~ 平成30年1月以降、Webページで公開する法人情報には法人番号が原則として併記されます ~

概要

- ・ 目的：法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める
- ・ 対象者：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体
- ・ 対象：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報
(具体例 調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)

併記方法

・ 表形式のデータの場合、法人番号を記載する列を追加する。ただし、列を挿入することが困難な場合は、法人名欄に記載する。

(例) に関する指定法人一覧

< Before >

	団体名	所在地	電話番号
1	株式会社	東京都千代田区	03-
2



< After >

	団体名	法人番号	所在地	電話番号
1	株式会社	1234567890123	東京都千代田区	03-
2

・ 文書形式のデータの場合、法人名が記載されている箇所に続いて法人番号を記載する。

(例) 文中に併記する場合

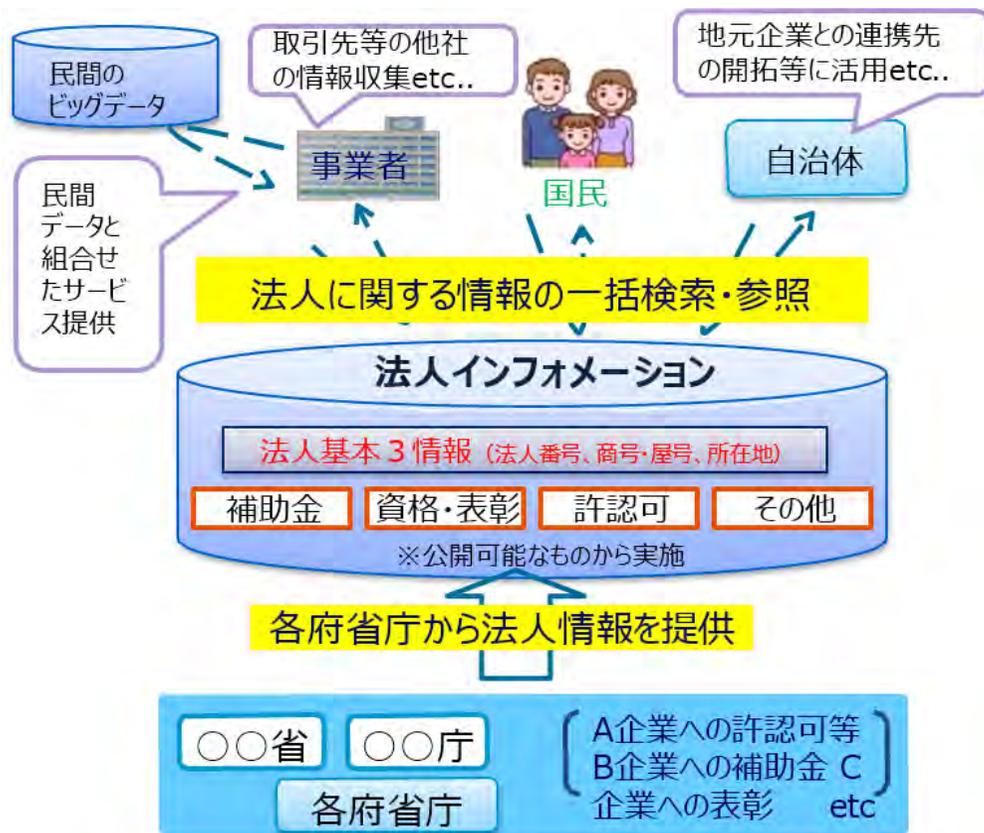
法違反に係る措置命令の実施

省は に違反して を行った、株式会社 (法人番号 1234567890123) に対して、
の規定に基づき措置命令を行いました。

行政機関における活用例

法人インフォメーション < 経済産業省にて運用実施 >

～ 政府が保有する法人活動情報について一括検索、閲覧、取得できます。～



法人番号を利活用し、政府が保有している法人情報による付加価値の創出を推進するために構築され、平成29年1月19日に運用が開始されました。

掲載されている法人活動情報
(H30.5.1現在)

補助金交付情報	委託契約情報
行政処分情報	許認可・届出情報
表彰情報	特許・意匠・商標

約720,000件の法人活動情報が掲載されています。



法人インフォメーション (<https://hojin-info.go.jp>)

法人番号もしくは法人名での検索に加え、詳細条件を指定した検索も可能です。
所在地を基に日本地図からの検索もできます。
スマートフォンにも対応しています。

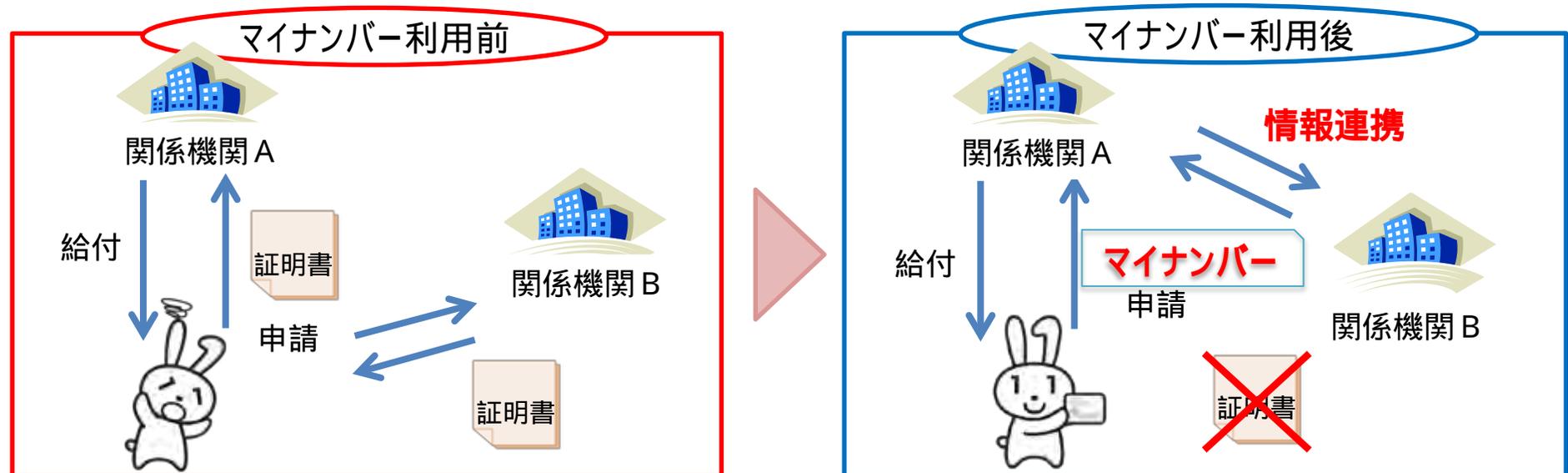
6. 參考資料



どうしてマイナンバーは必要なんですか？

マイナンバー制度は、**公平・公正な社会の基盤（インフラ）**として、**将来の世代に社会保障制度を引き継いでいくために導入するものです。**

- 国民の利便性の向上～面倒な行政手続きがカンタンに！
～添付書類の削減などができるようになります。
- 行政の効率化～手続きをムダなく正確に！
～手続業務に係る時間や労力が大幅に削減されます。
- 公平・公正な社会の実現～給付金などの不正受給の防止
～所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。
本当に困っている方に、きめ細かな支援を行うことができます。



マイナンバーとマイナンバーカードは違うんですか？

マイナンバー（個人番号）

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務のみに限り利用されます。**
それ以外にマイナンバーを使って個人情報を扱うことはできません。
- マイナンバー（通知カード）だけでは本人確認はできません。**

マイナンバーカード（個人番号カード）

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付されるカードです。
- 顔写真が付いているので、本人確認に利用することができます。**
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能（電子証明書）を搭載しています。
 - 電子証明書の利用の際には暗証番号が必要です。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。

マイナンバー

（通知カード）のみ



本人確認不可

マイナンバーカード



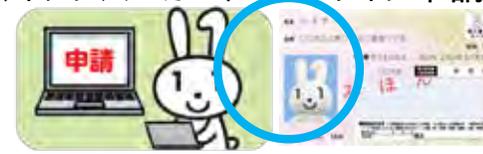
顔写真でなりすまし防止

マイナンバーカード



顔写真で本人確認

マイナンバーカードでオンライン申請



電子証明書 + 暗証番号で
本人確認

マイナンバーカードを持つメリットは何ですか？

マイナンバーカードは顔写真が付いており、身分証として使えます。
ICチップの機能はマイナンバーを使わないので、民間企業のビジネスなど、幅広い分野で活用されています。

- マイナンバーの提示と本人確認が、これ一枚でできます。
- **住民票の写し、印鑑証明書、戸籍証明書などをコンビニで取得できます。**
- 「マイナポータル」にログインできます。
マイナポータルを通じて、予防接種や乳幼児健診のお知らせなどの行政サービスのお知らせがオンラインで届いたり、児童手当や保育園入所の申請などの子育ての手続きがオンラインでできるようになります。
- 金融口座の開設、携帯電話の契約、住宅ローンの契約など、**マイナンバーカードがあればオンラインで本人確認ができる民間企業のサービスも広がっています。**
- 発行手数料は無料です。



マイナンバー

**利用できる主体は
法令により限定**

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

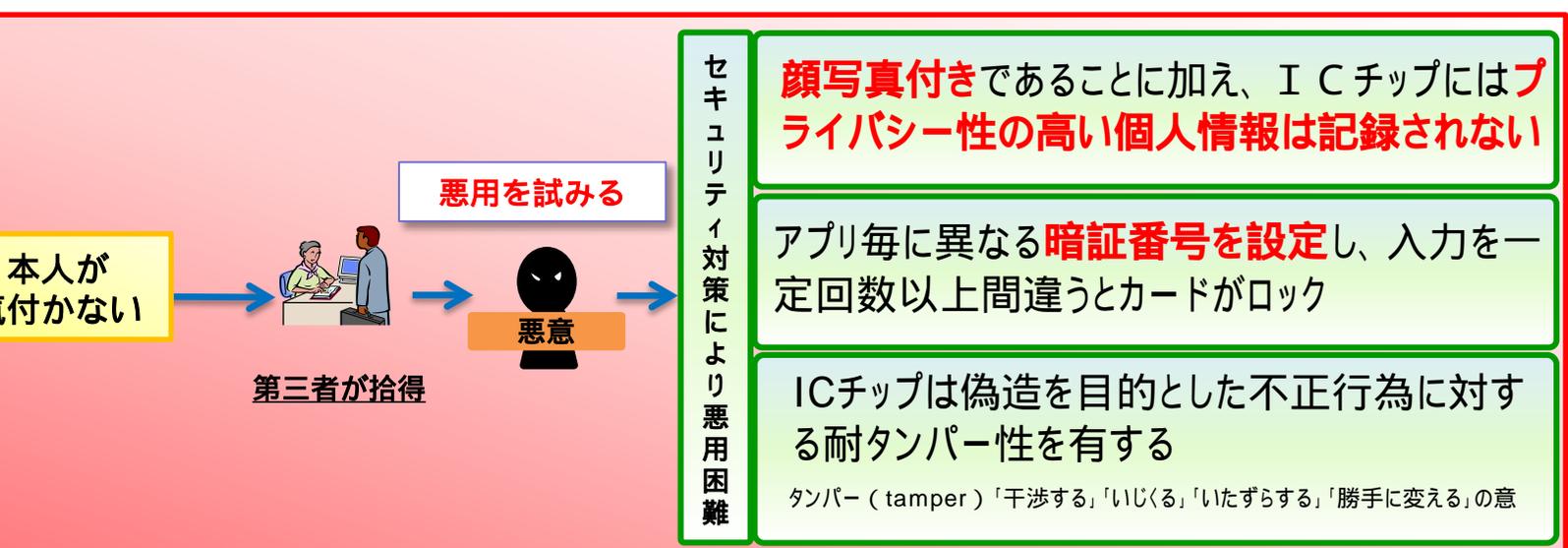
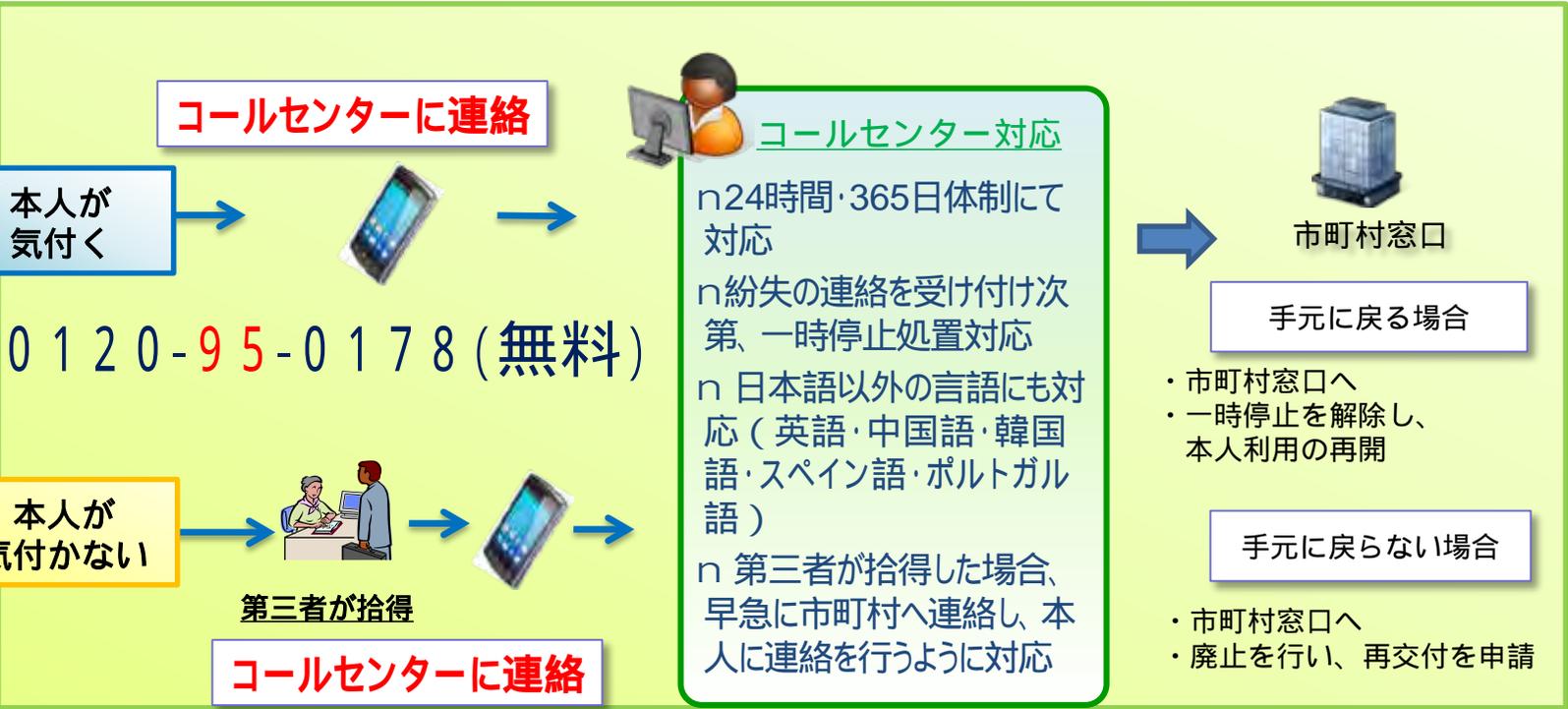
空き領域

その他 (券面情報等)

**民間も含めて
幅広く利用が可能**

マイナンバーカードをなくしても安全ですか？

カードの紛失



マイナンバーカードを持つと個人情報が丸裸になりませんか？

マイナンバーカードで個人情報を名寄せして管理されることはありません。
また、様々なセキュリティ対策により、マイナンバーカードを紛失しても他人が悪用するのは困難な仕組みとなっています。

- **マイナンバーカードのICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。**
- **個人情報は各行政機関等に分散して管理されており、マイナンバーカードを作ったり利用したりしても、ICチップなどに個人情報が蓄積されることはありません。**
- ICチップの利用には設定したパスワードが必要です。
- 情報の不正な読み取りや、偽造ができないよう対策が施されています。
- **マイナンバーカードを紛失しても、365日・24時間、コールセンターが対応し、マイナンバーカードの機能を停止することができます。**

n マイナンバーカード（ICチップ）に記録されるのは、券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等）、総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）、市町村が条例で定めた事項等、に限られます。

n 『**地方税関係情報**』や『**年金給付関係情報**』等の**特定個人情報**は記録されません。

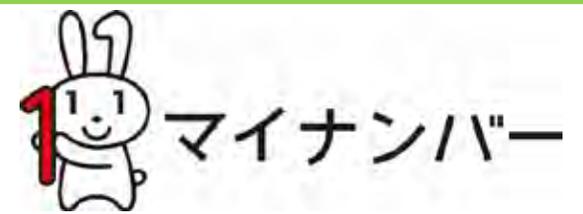


マイナンバー総合フリーダイヤル

0 1 2 0 - 9 5 - 0 1 7 8 (無料)

カードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

 **0120-95-0178** (無料) マイナンバー

間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください

平日 9:30 - 20:00 土日祝 9:30 - 17:30 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 050 - 3816 - 9405
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 050 - 3818 - 1250

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120 - 0178 - 26
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 0120 - 0178 - 27